

設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

設楽町長 土屋 浩

令和7年設楽町規則第1号

設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成17年設楽町規則第28号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第11号中「小学校就学の始期に達するまでの」を「9歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある」に、「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に改め、「世話」の次に「若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして町長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち町長が定めるものへの参加をする」を加え、「小学校就学の始期に達するまでの」を「9歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

